

田原市文化財保存活用計画

令和8年3月

文化財課

はじめに

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

これは、文化財保護法第1条に記された条文です。文化財保護法は、第2次世界大戦後の社会的な混乱で多くの文化財が滅失や散逸する事態に陥ったことから、昭和25年に制定されました。その後も、社会の変動に合わせて、文化財の保存や活用の観点から何度かの改正が行われましたが、この1条に示された目的は、揺らぐことはありませんでした。

では、なぜ文化財を保護し、守らなければいけないのか。これは、博物館等を訪れた子どもたち、誰もが思い浮かべる疑問だと思います。この疑問に明確に答えることが、文化財保護法第1条の目的を達成することにつながると私は思っています。

文化財は、私たちの祖先が生き残るため、そして、少しでも豊かで楽しく過ごすことができるようにと考え、創り出してきた努力の結晶です。電化製品を例にすると分かりやすいと思います。今、私たちはテレビや洗濯機、タブレットやスマートフォンなど、数えきれないほどの電化製品に囲まれて生活しています。ボタン一つで、家事をすべてこなしてくれるこれらは、もはや私たちの生活に欠かせない物です。でも、これらの電化製品が、最初から今のように小さく、軽く、そして、高性能であったわけでは決してありません。そこには、祖先のたゆまぬ努力と工夫がありました。文化財は、それらを今の私たちに伝えてくれる物です。文化財を大切にすることは、すなわち祖先の努力や工夫を大切にすること。だから、私たちは文化財を保護し、守らなければいけないわけです。

さて、本市には重要文化財「渡辺崋山関係資料」や江戸時代の「田原藩関係資料」、「畠村萬附留日記」等といった歴史資料から、吉胡貝塚や伊良湖東大寺瓦窯跡といった史跡、椀(なぐさ)のシデコブシ自生地や黒河湿地植物群落といった天然記念物などをはじめとして、国指定や県指定、そして、市指定の文化財が数多く存在します。これらの文化財の価値を市民の皆様に分かっていただき、ふるさとである田原市の宝として大切に思っただけのようにすることが、必要であると痛感しています。特に、本市でも急激に進む少子高齢化や、それに付随して起こる地域コミュニティの衰退は、本市の文化財の保護に暗い影をおとすことが懸念されます。

このような懸念を払拭し、本市の文化財の保護と活用を、より一層進め

ることを目的として、教育委員会は本計画を策定いたしました。本市の文化財は、私たちの祖先の努力と工夫の結晶です。この計画の実施により、本市の文化財が広く市民の皆様に認知されるとともに、その活用がよりよいまちづくりにつながるよう努めます。

最後になりますが、本市ではこれから令和 12 年度にかけて、本計画に示された内容の実施と検証を行います。スローガンにあるように、「ふるさとの歴史」を守り伝えられるよう精一杯努めますので、市民の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いします。

令和 8 年 3 月

田原市教育委員会 教育長 伊藤 正徳

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
第2章 基本的な考え方.....	3
1 基本理念.....	3
2 重点目標.....	3
(1) ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実.....	3
(2) ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進.....	3
第3章 基本施策と具体的な推進方法.....	4
重点目標1 ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実.....	4
【施策1】 文化財の調査、収集.....	4
【施策2】 文化財の整理・保存管理.....	5
【施策3】 文化財情報の公開・発信.....	6
重点目標2 ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進.....	7
【施策4】 文化財に触れる機会の創出.....	7
【施策5】 文化財の担い手の育成・支援.....	8
【施策6】 さまざまな主体による活用の推進.....	9
【施策7】 総合的、計画的な保存・活用.....	10
資料編.....	12
(1) 田原市文化財の概要.....	12
(2) 文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画に関する指針【抜粋】.....	16
(3) 愛知県文化財保存活用大綱【概要版】.....	17

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

田原市では、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形文化財を十分に評価したうえでまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会全体で取り組んでいくことのできる体制を整備することが必要となっています。

本市では、これまで文化財を調査し指定を行う等により保護に取り組む一方、博物館等の展示施設を運営することにより文化財の活用を図ってきましたが、令和3年3月の「田原市文化財保存活用計画」の策定までは、総合的、一体的な保存活用を目指す計画については策定していませんでした。

そうした中、国においては、地域における文化財の保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図るため、改正文化財保護法が平成31年4月に施行され、市町村において、文化財保存活用地域計画を策定し、国の認定を受けることによって、積極的な国の財政支援等を受けられるようになりました。文化財保存活用地域計画は、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組むための計画であり、文化財を主役としたまちづくりの総合計画といわれています。

そこで、令和8年3月をもって田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画が満了することに併せ、文化財保存活用地域計画の前段階である本計画を改定し、今後5年間の文化財の保存・活用への取り組みの方向性をここに示すものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、上位計画の方向性等を踏まえて、文化財保存活用の考え方・体系を明らかにするものです。

さらに、関連する他の個別計画との連携を図ります。

3 計画の期間

令和8年度～令和12年度までの5年間とします。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

「守り伝える ふるさとの歴史」

田原市文化財保存活用計画では、田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画が目指す「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を受け、ふるさとを学ぶ礎となる歴史・文化の継承に取り組みます。

2 重点目標

文化財は、わたしたちの地域の歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、郷土愛・地域への誇りを醸成する大切な要素です。その貴重な財産である文化財の保存と、地域全体での活用に取り組むため、以下の重点目標を定めます。

(1) ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実

歴史や地域資源についての調査・収集活動を積極的に行い、それらを適切に整理・保存管理を行うことにより文化財を保護します。また、調査研究の成果は、積極的に市民に公開し情報の発信を行います。

(2) ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進

市民が身近に文化財に触れられる機会を増やし、文化財に対する理解を深め、担い手の育成や文化財を活用した市民活動の活発化に取り組みます。文化財の価値の共有を図ることで、地域全体での保存・活用を行います。



令和7年10月

田原市博物館企画展

第3章 基本施策と具体的な推進方法

重点目標を実現するため、次に掲げる7つの基本施策に取り組みます。計画の達成度は、年度毎のアクションプランの進捗確認と、さまざまなデータを検証することにより行います。

重点目標1 ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実

【施策1】 文化財の調査、収集

- ・ふるさとの礎となる地域資源について、調査を継続し、所在と価値を明らかにし、長く後世に伝えていく必要があります。
- ・確実に調査、収集を継続していくために、人材育成が必要です。
- ・文化財を単体としてではなく、地域の自然や歴史等とともに一体的に捉え、総合的に保存・活用する必要があります。

主な取組

○調査、収集

地域に所在する文化財の価値を掘り起こし、文化遺産を活用したまちづくりにつなげるため、ふるさとの歴史・文化・自然に関する調査・研究を重点的に行います。

○関連機関との連携

調査研究の推進のため、行政関連団体や専門機関と連携します。

○文化財の指定

地域資源の価値を明確にし、保存・活用するため、文化財の指定（すでに指定されている文化財の県・国への指定）、登録を目指します。

アクションプラン

	内容	R6年度 実績値	R12年度 目標値
調査、収集	考古（貝塚群、渥美窯等）	継続	継続
	歴史（田原藩日記、畠村萬附留日記等）	継続	継続
	民俗（地域の伝承・資料等）	継続	継続
	美術（筆椿系絵画、現代美術等）	継続	継続
	自然（植物、地質、動物等）	継続	継続
関連機関との連携	行政関連団体との連携（外部）	5団体 ¹	維持
	専門機関との連携	8団体 ²	拡大
文化財の指定	文化財の指定	98件※	105件※
	県・国文化財への指定	17件※	18件※
	登録有形文化財の指定	2件※	3件※

※延べ数

【施策2】 文化財の整理・保存管理

- ・文化財の特性や所有・管理状況に応じた的確な整理、対応・支援をする必要があります。
- ・すでに収集保管されている文化財についても整理し、適正に管理をする必要があります。
- ・文化財を地域の財産として次の世代に受け継いでいくために、データベース化、デジタル化による文化財資料等の保存の充実が求められています。

主な取組

- 収集資料の整理
収集保管された文化財を適正に管理するため、文化財を整理（再整理含む）し、それぞれの特性に応じた保管を行います。
- 適正な保存管理
貴重な文化財を次世代に継承するため、文化財の特性や所有・管理状況に応じ、適切に保存・展示が行える環境整備を行います。
- 資料のデジタル化
資料の効率的な活用・保存のため、考古・歴史・民俗・美術等の文化財資料のデータベース化を継続します。また、収蔵品の電子データ化を図ります。
- 記念物の適正な保全
史跡、名勝、天然記念物などの散逸・き損・消失を防ぐため、定期的な巡視、除草等の適切な管理保全を行います。

アクションプラン

	内容	R6年度 実績値	R12年度 目標値
収蔵資料の整理	考古（貝塚群、渥美窯等）	継続	継続
	歴史（田原藩日記、畠村萬附留日記等）	継続	継続
	民俗（地域の伝承・資料等）	継続	継続
	美術（筆椿系絵画、現代美術等）	継続	継続
適正な保存管理	考古（ふるさと教育センター、吉胡貝塚資料館等）	継続	継続
	歴史（収蔵庫、分館等）	継続	継続
	民俗（ふるさと教育センター、分館等）	継続	継続
	美術（博物館、ふるさと教育センター）	継続	継続
資料のデジタル化	県文化財レスキュー台帳**の整備	検討	開始
	データベース化 デジタルアーカイブ*	継続 継続	継続 拡大
記念物の適正な保全	県文化財保護指導委員**による巡視活動	4回	継続
	文化財防火デーにおける防災活動の実施	1回	継続
	史跡等の保全（文化財指定地ほか）	8件 ^a ※	維持
	天然記念物の保全（文化財指定地）	5件 ^a ※	維持

*関係課の取組を含む
**県の取組を含む
※延べ数

【施策3】 文化財情報の公開・発信

- ・歴史や文化に触れる場として、展示施設（田原市博物館・田原市渥美郷土資料館・吉胡貝塚資料館・ふるさと教育センター・田原まつり会館等）での展示を行っています。このような施設を有効に活用し、子ども、子育て世代を含め、幅広い世代を対象にした取組が必要です。
- ・広報やホームページ・SNSでの紹介や、刊行物・リーフレット等の作成により文化財情報の公開・発信を行っていますが、文化財の価値を市民が共有し、ふるさとの宝として後世へ伝えたいと感じられるよう、調査研究の成果をさらに広く発信していく必要があります。
- ・DXの実現（GIGAスクール構想等）に向けた、情報発信の取組が必要です。

主な取組

- 展示施設の活用
文化財情報を分かりやすく公開するため、博物館等で収蔵品や調査研究の成果を積極的に紹介します。
- 調査研究成果の公開
調査研究の成果を幅広く公表するため、展覧会や報告会の開催、刊行物（展示図録、研究紀要等）の発行等を行います。
- DXの実現への取組
GIGAスクール構想などに対応するためのコンテンツの制作や、デジタルアーカイブの推進を引き続き行います。

アクションプラン

	内容	R6年度 実績値	R12年度 目標値
展示施設の活用	田原市博物館の入館者数	11,870人 ^o	25,300人
	吉胡貝塚資料館の入館者数	6,340人	7,280人
調査研究の成果の公開	企画展の開催（田原市博物館・分館）	1回	維持
	企画展の展示解説（田原市博物館）	2回	維持
	常設特別展示室の展示替 （田原市博物館）	5回	維持
	テーマ展の展示替（田原市博物館）	4回	維持
	講座の開催（埋蔵文化財調査事業・文化財保護事業・博物館運営事業）	6回 ⁶	維持
	刊行物の作成（展示図録）	0冊	1冊
	〃（埋蔵文化財関係書籍）	15冊※	16冊※
	〃（田原藩日記）	14冊※	15冊※
〃（田原市文化財ガイド）	6冊※	10冊※	
	資料の貸出	12回	17回
DXの実現への取組	インスタグラム、動画配信、デジタルアーカイブ*等の活用	継続	拡大

*関係課の取組を含む
※延べ数

重点目標 2 ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進

【施策 4】 文化財に触れる機会の創出

- ・地域の伝統や文化の学習として、学校のふるさと学習（総合学習）への講師派遣や資料提供を行っています。ふるさと教育センターや吉胡貝塚資料館などのさらなる活用が必要です。
- ・各種講座の開催などにより、気軽にふるさとの自然・歴史を学べる場を提供しています。
- ・ふるさとをテーマにした展覧会や講座の開催、広報活動により文化財を紹介しています。ワークショップや体験学習等、幅広い世代が参加できる取組がさらに必要です。

主な取組

- 学校連携の推進
文化財をきっかけとして小・中学生のふるさとへの理解を深めるための出前授業や学校と連携した展示施設や文化財デジタルコンテンツの活用について検討します。
- 生涯学習の充実
文化財を活用した市民活動の活性化のため、博物館講座や生涯学習講座を行い、幅広い世代が地域の自然や歴史について触れられる場を提供し、市民の文化財への理解を深めます。
- 体験学習・ワークショップの充実
文化財を楽しむ機会の創出のため、ワークショップや体験学習を充実します。

アクションプラン

	内容	R6年度 実績値	R12年度 目標値
学校連携の推進	教育活動による来訪者数（田原市博物館）	373人	780人
	〃（吉胡貝塚資料館）	741人	1,300人
	学校への学芸員派遣・資料提供	12回	25回
	民具の教材化	継続	継続
生涯学習の充実	講座の開催（埋蔵文化財調査事業・文化財保護事業・博物館運営事業）再掲	6回	維持
	しおさい大学*	1回	維持
	東三河連携講座	1回	維持
	市政ほーもん講座*	2回	2回
	史跡、天然記念物の看板改修	2件/年	維持
	図書館 郷土資料充実*	—	協力・拡大
	げんきはいたつ便*	協力	維持
体験学習・ワークショップの充実	ほの国こどもパスポートでの展示施設入館者数（田原市博物館・吉胡貝塚資料館）	1,469人	1,600人
	展示施設（田原市博物館・分館）のワークショップ開催	5回 ⁷	5回
	展示施設（吉胡貝塚資料館）の体験者数	4,315人	7,330人

*関係課の取組を含む

【施策5】 文化財の担い手の育成・支援

- ・文化財の滅失を回避するため、有形文化財の維持管理や無形文化財の知識・技術等を有する担い手を育成、支援する必要があります。
- ・文化財の継承・保全に関わる方々の高齢化や担い手不足が懸念されるため、ボランティアや市民団体など、社会全体で文化財に関わる体制を整備する必要があります。
- ・文化財担い手の育成・支援のため、各種団体の活動やイベント等の開催をサポートしています。
- ・文化財に関わる人材の育成支援のため、児童期・青年期から文化財に触れる機会を創出する必要があります。

主な取組

- 研究者の養成・支援
文化財全般に関わる研究者の育成を図るため、翻刻作業者の養成や研究会等の活動を支援します。
- 文化継承者への支援
文化財所有者と意見交換を行い、保全・継承のための必要な支援を行います。
- 市民団体との連携
市民の活動を促進するため、歴史の会やボランティアガイドなどに関わる団体と連携し、市民の自発的な取組を支援します。
- 将来の担い手の確保
小中学校での出前授業・博物館等の見学受入のほか、中学生の職場体験や大学生の学芸員実習等を積極的に受け入れます。

アクションプラン

	内容	R6年度 実績値	R12年度 目標値
研究者の養成・支援	翻刻作業育成者養成講座	3団体 ⁸	維持
	畢山会文化事業への支援	継続	継続
文化継承者への支援	田原市文化財保存事業費補助金交付要綱の運用	継続	継続
	県伝統文化財出張講座**の開催	0件	1件
市民団体との連携	連携した企画展・テーマ展の開催	2回 ⁹	維持
	ボランティアガイドとの連携	1団体 ¹⁰	継続
	市民協働まちづくり事業の実施*	継続	継続
将来の担い手の確保	中学生 職場体験受入	2名	維持
	大学生 博物館（学芸員）実習受入	2名	維持
	大学生 インターンシップ受入	1名	維持
	学校への学芸員派遣・資料提供再掲	12回	25回

*関係課の取組を含む

**県の取組を含む

【施策6】 さまざまな主体による活用の推進

- ・渥美郷土資料館では、毎年ひな祭り展の開催に合わせ、福江＊つるし飾りロードへのおひなさまの展示協力をおこなっています。また、JRさわやかウォーキングと継続的に連携した田原城の限定御城印の発行や、令和4年度からは、田原市文化遺産地域活性化実行委員会と連携し、スタンプラリー等を行う等、市内外からの誘客を図りました。地域団体や観光関係者と連携し、市内外から訪れる方が本市の魅力を感じ、市内を回遊できるような取組を進めるなど、文化財を新たな地域振興・観光振興につなげる必要があります。
- ・まちづくりに関わる多様な関係者と連携し、地域振興・教育など社会全体で文化財を地域に活かす必要があります。

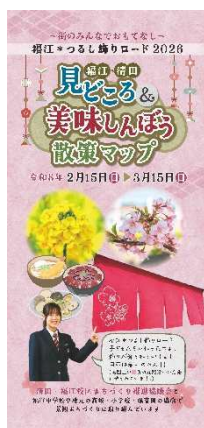
主な取組

- 多様な分野・関係団体との連携
文化財を社会全体で活かす機運を醸成するため、さまざまな分野で活動する地域住民・教育機関や観光関係者等と連携し、文化財を活用した取組を積極的に支援します。
- 文化財を活用した取組
田原城跡等、文化財の魅力を地域活性化につなげるため、地域にある文化財や施設を活用した取組を行います。

アクションプラン

	内容	R6年度 実績値	R12年度 目標値
多様な分野・関係団体との連携	地域団体との連携	6団体 ¹¹	拡大
	商業団体との連携	3団体 ¹²	拡大
	行政との連携（内部）	4課 ¹³	拡大
	行政との連携（外部）	7団体 ¹⁴	維持
文化財を活用した取組	文化財を活用した連携事業数	1事業 ¹⁵	拡大
	展示施設を活用した取組	2施設 ¹⁶	拡大

*関係課の取組を含む



令和8年2月
福江＊つるし飾りロード2025



令和8年2月
JRさわやかウォーキング

【施策7】 総合的、計画的な保存・活用

- ・市内ではそれぞれの地域で異なった歴史文化が育まれており、こうした多様で魅力ある歴史文化が相まって現在のまちの姿を形作っています。
- ・文化財継承のためには、文化財の整理にかかる費用や有形文化財の修繕等の維持管理費用、無形文化財の保存活動にかかる費用等の確保が必要です。
- ・文化財の保存活用に向けて、地域社会全体で取り組むため、価値付けを行った文化財について、どう活用していくのか、総合的、計画的に取り組む必要があります。

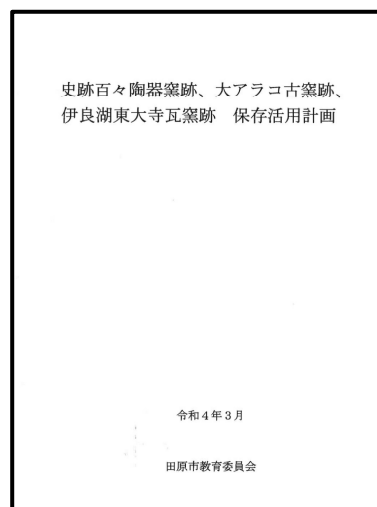
主な取組

- 文化財保存活用地域計画の策定推進
ふるさとの礎となる文化財を保護し継承するため、国の指針や県の大綱に基づき文化財保存活用地域計画を策定し、総合的・計画的な保存・活用を図る必要があります。
- 文化財保存活用個別計画の策定
国指定史跡（百々陶器窯跡・大アラコ古窯跡・伊良湖東大寺瓦窯跡）等について保存・活用などの基本方針を定め、保存・活用を図ります。

アクションプラン

内容	R6年度 実績値	R12年度 目標値
文化財保存活用地域計画の策定	未	策定
文化財保存活用個別計画の策定	1 ¹	2

令和4年3月
文化財保存活用個別計画
（「史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、
伊良湖東大寺瓦窯跡 保存活用計画」）



-
- 1 東三河ジオ資源活用推進連絡会、湿地サミット、東大寺サミット、愛知県史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会
 - 2 東京都立大学、東京大学、聖マリアンナ医科大学、金沢大学、東海大学、奈良文化財研究所、愛知県博物館協会、日本博物館協会
 - 3 田原城跡公園、吉胡貝塚史跡公園、百々陶器窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡、江比間句碑公園、保美貝塚、杜国公園、セメント徳利窯
 - 4 藤七原湿地植物群落、黒河湿地植物群落、ハマボウの野生地、椈のシデコブシ自生地、伊川津のシデコブシ
 - 5 企画展「川瀬巴水―荒井寿一コレクション―」入館者（3,136人）を含む
 - 6 博物館講座3回、渡辺華山を知るために3回
 - 7 「鎧を着てみよう」（田原市博物館）、ひな祭り展ワークショップ（渥美郷土資料館）、ほの国こどもスタンプラリー、ひなまつりスタンプ・シールラリー、道の駅×文化財スタンプラリー
 - 8 田原藩日記（古文書を読む会）、渡辺華山を知るために、渥美図書館講座*
 - 9 田原市博物館テーマ展 ひな人形と初凧展（田原凧保存会）、渥美郷土資料館企画展 ひな祭り展（清田・福江校区まちづくり推進協議会）
 - 10 田原の風
 - 11 福江・清田校区まちづくり推進協議会、大草歴史の会、田原凧保存会、まちなか賑わいづくり実行委員会、田原市文化遺産地域活性化実行委員会、田原まつり三町山車保存会
 - 12 JR さわやかウォーキング（豊橋鉄道・JR 東海）、伊勢湾フェリー、トヨタ自動車(株)
 - 13 地域福祉課・観光課・街づくり推進課・図書館
 - 14 東三河広域連合、東三河ジオ資源活用推進連絡会、湿地サミット、東大寺サミット、愛知県環境活動推進課、愛知県史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会
 - 15 渥美半島の文化遺産をつなぎ活かす周遊・利活用促進事業（文化財スタンプラリー・文化財ガイドブック）文化財課
 - 16 田原市博物館（JR さわやかウォーキング）、渥美郷土資料館（福江＊つるし飾りロード）
 - 17 「史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡保存活用計画」令和4年3月

種別	指定番号	名称	数量	所在	登録年月日
		短刀彫銘(築地繪)	1口		1957.2.19
		絹本着色和門一哲像	10幅		1957.2.19
		絹本着色孔子像	1幅		1955.2.2
		板絵地圖	1面		1955.2.2
史跡	内務49	百ヶ瀬器窯跡	495㎡	六週町一本木地内	1922.3.8
	文化37	吉形貝塚	11,017.24㎡	吉野町矢崎地内	1951.12.26
	文部3	大アラク古窯跡	2,923.45㎡	芦村町御津地内	1971.1.12
天然記念物	文化70	伊長湖東大寺瓦窯跡	421.22㎡	伊長湖町瓦場358-4	1967.12.11
	文化32	富山原跡林	37,707㎡	伊長湖町宮下2842(2842-123赤)	1954.8.3
(参考)	文部235	樫のシデゾブシ生地	399.3㎡	伊川津町樫1-1	1970.6.19(認定)
重要美術品	文部105	紙本着色牡丹図(渡辺華山筆)	1幅	田原町南番場30-1	1940.9.27
		翠山丁絵三牛畫稿	1冊	田原市	1941.4.9
		翠山丁絵孝慈奉記大景二年/年紀	1冊		1941.4.9
		翠山丁絵孝慈奉記大景五年/年紀	1冊		1941.4.9
		紙本墨画山水図(湖田半江筆)	1幅		1941.4.9
		紙本着色立野翠軒繪(渡辺華山筆)	1幅		1941.4.9

【国登録有形文化財】

種別	登録番号	名称	数量	所在	登録年月日
建造物	23-0375	井筒楼	1棟	田原市福江町下地13-1地	2022.2.17
	23-0376	角上様本館	1棟	田原市福江町下地38地	2022.2.17

【県指定文化財】

種別	指定番号	名称	数量	所在	指定年月日
彫刻	2	木造彌世普立像 像高111cm 裾長29cm	1躯	大久保町山下8 (長興寺)	1953.5.6
考古		伊長湖東大寺瓦窯跡出土品	455点	占田町岡ノ越6-4 船業組土管材料株式会社蔵持	2020.2.7
天然記念物	1	黒河灘地植物群落	5,462㎡	大久保町黒河 49-1, 49-7	1971.2.8
	19	ハマボウの野牛地	297.6㎡	翠切町新堀西地内	1955.7.1
	30	伊川津のシデゾブシ	100㎡	伊川津町樫2-1(宝金15)	1967.10.30

表示 第4 号	史跡	内容	数量	所在	指定年月日
33	坂元寺古墳 横式石室(円形)	長さ6.4m、巾2.4m 羨道幅2.3m 巾1.2m 墳丘高さ2.4m 12m×7m	1件 622.50㎡ 1基	赤羽根町西山1-5 田原市南番場448、449	2014.1.24 1975.12.26
6	皿山古窯跡		1,200㎡	和地町北山18	1987.3.17
29	伊川津貝塚		430.9㎡	伊川津町樫中87-1、2	1974.10.9

【市指定文化財】

種別	指定番号	名称	数量	所在	指定年月日
絵画	1	両山四時(渡辺華山筆)	2冊1双	田原市	1988.7.1
	2	風竹之図(渡辺華山筆)	1幅	田原町南番場30-1	1988.7.1
	3	赤瓦伊豆(渡辺華山筆)	1幅		1988.7.1
	4	荷葉采之像稿(渡辺華山筆)	1幅		1988.7.1
	5	荷葉采像稿(渡辺華山筆)	1幅		1988.7.1
	6	舟遊雲霞稿(渡辺華山筆)	1幅		1988.7.1
	7	龍之図(渡辺華山筆)	1幅		1988.7.1
	8	扇球弄三幅の一	1幅		1988.7.1
	9	四季山水図前冊(渡辺華山筆)	1幅		1988.7.1
	10	四季山水図後冊(渡辺華山筆)	1幅		1988.7.1
	11	渡辺たか坐像稿(春樹山筆)	1幅		1988.7.1
	12	渡辺たか坐像稿(春樹山筆)	1幅		1988.7.1
	13	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	14	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	15	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	16	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	17	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	18	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	19	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	20	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	21	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	22	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	23	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	24	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	25	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	26	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	27	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	28	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	29	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	30	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	31	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	32	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	33	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	34	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	35	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	36	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	37	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	38	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	39	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	40	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	41	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	42	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	43	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	44	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	45	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	46	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	47	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	48	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	49	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	50	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	51	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	52	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	53	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	54	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	55	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	56	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	57	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	58	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	59	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	60	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	61	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	62	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	63	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	64	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	65	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	66	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	67	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	68	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	69	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	70	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	71	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	72	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	73	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	74	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	75	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	76	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	77	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	78	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	79	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	80	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	81	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	82	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	83	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	84	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	85	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	86	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	87	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	88	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	89	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	90	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	91	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	92	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	93	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	94	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	95	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	96	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	97	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	98	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	99	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1
	100	柳風(渡辺小善筆)	1幅		1988.7.1

7	俵表山塚	2657.5 m ²	田原市保美町平城 34-1、34-2 (宝海入神社)	2015. 3. 31
			田原市保美町平城 115、116、 2-14(個人)	
8	セメント徳利塚	735 m ²	田原市保美町平城 117、2-11、37- 1、42-1、38、2-12、2-13(市有)	2018. 2. 1
		2 基	田原市御腰山 150	2015. 3. 31
1	(欠番)			
2	藤七原湿地植物群落	5417.67 m ²	田原町衣笠 1-1 田原町椿沢 17、17-1、34	1991. 3. 22
3	大久保神社のやまももの木	1 本	大久保町森下9 (大久保神社)	1992. 6. 25
4	大久保神社の椎の木	1 本	大久保町森下9 (大久保神社)	1992. 6. 25
5	(欠番)			
6	(欠番)			
7	当行寺の榎の木	1 本	田原町本町9 (当行寺)	1992. 6. 25
8	(欠番)			
9	ハマセンダン	1 樹	榑切町出口 1-1	1993. 3. 4
10	シイの木	1 樹	山田町谷太郎 69(崇福寺)	2005. 3. 25
1	大日如来坐像	1 軀 (大日庵)	高松町岩本 22	1994. 3. 14
2	阿彌陀如来立像	1 軀	江北町郷中 10(成道寺)	2004. 3. 26
3	十一面観世菩薩立像	1 軀	山田町谷太郎 69(崇福寺)	2005. 3. 25
4	薬師如来坐像	1 軀	山田町谷太郎 69(崇福寺)	2005. 3. 25

(2) 文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画に関する指針【抜粋】

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針【概要】	
指針の位置付け	平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。
指針の主な内容	<p>1. 文化財保存活用大綱</p> <p>○大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。</p> <p>○大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 ③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制</p> </div> <p>○策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。</p> <p>2. 文化財保存活用地域計画</p> <p>○地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。</p> <p>○地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（第1号関係）[当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針] ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、 ④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針</p> <p>（第2号関係）[⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容]</p> <p>（第3号関係）[⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]</p> <p>（第4号関係）[⑧計画期間]</p> <p>（第5号関係）[文部科学省令で定める事項] ⑨文化財の保存・活用の推進体制等</p> <p>（その他、必要に応じて任意で定めることができる事項） ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項</p> </div> <p>○作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。</p> <p>○文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（第1号関係）[当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること] ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること</p> <p>（第2号関係）[円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること] ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと ・措置の実施スケジュールが明確であること ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること</p> <p>（第3号関係）[大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること]</p> </div>

出典：文化庁

(3) 愛知県文化財保存活用大綱【概要版】

愛知県文化財保存活用大綱（概要版）

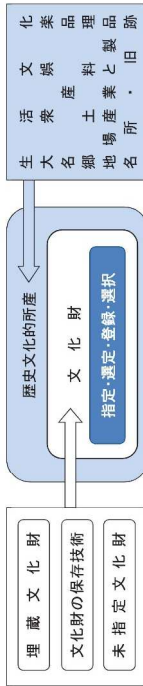
1 大綱策定の背景と目的

- 【背景】
- 過剰化、少子高齢化等の社会状況の変化の中で、文化財の滅失・散逸の防止が必要
 - 文化財をまわすに生かし、継承者を確保し、地域社会全体で保存・活用に取り組む体制の整備が必要
 - 2018年の文化財保護法改正で、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定が可能に
- 【目的】
- 本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示するもの

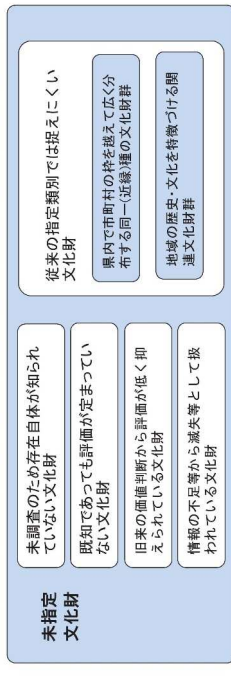
2 大綱が対象とする文化財

- 文化財保護法第2条の6分野の文化財
 - 有形文化財（建造物・美術工芸品）
 - 無形文化財
 - 民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）
 - 記念物（史跡・名勝・天然記念物）
 - 文化的景観
 - 伝統的建造物群
- 文化財保護法第92条の「埋蔵文化財」と第147条の「文化財の保存技術」
- 未指定文化財
- 地域にとって重要で、次世代に継承すべき「歴史文化的所産」

【大綱が対象とする文化財のイメージ】



【未指定文化財の位置づけ】



3 大綱の位置付け

- 文化財保護法に規定する、本県の「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」（第183条の2）

4 大綱の主な内容

- 文化財の保存・活用に関する基本的な方針
- 県内所在の文化財の現状と保存・活用に関する取組の指針
 - ・ 文化財の種類（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術・埋蔵文化財）ごとに、現状の課題と今後の対応方針を示し、それぞれの文化財の種類・性質に応じた保存・活用を図る。
 - 未指定文化財等の保存と活用
 - ・ 未指定文化財の保護措置の拡大
 - ・ 未指定文化財を幅広く把握し、保護するために、文化財を取り巻く周辺環境も含めて保存・活用する方針を検討する。
 - ・ 本県の歴史・文化を理解するため、県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一（近縁）種の文化財群や、地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群というまとまりで保護する枠組を検討する。
 - ・ その他の歴史文化的所産（生活文化、大衆娯楽、名産品、郷土料理、地場産業と製品、名所・旧跡）についても、我々の生活の「豊かさ」の一部を構成しているものであるため、将来に向けて保存・活用を図る。
- 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置
- 文化財の調査と指定
 - 【文化財の調査活動】
 - ・ これまで、県や市町村、研究機関、博物館等が実施してきた文化財調査の成果を地域ごとに見直し、必要な分野を補完し、未指定を含む総合的な文化財リストとして取りまとめ、保存・活用に向け、日常管理や防火・防犯、大規模災害に備える基本情報とする。
 - 文化財の修理、整備等への支援
 - 【個別の文化財への支援】
 - ・ 地方公共団体以外の所有者等が行う国・県指定文化財の保存修理事業に対して補助金を交付するとともに、学識者による指導、監修を行い、適切な修理が行われることを支援する。
 - 文化財の所有者等への支援
 - 【保存活用計画策定への支援】
 - ・ 所有者等が国・県指定文化財の「保存活用計画」を策定する際、補助金制度の活用や類似する先行事例についての情報提供、学識者・関係者等で構成される保存活用計画検討委員会への職員派遣等により支援する。
 - 【日常管理への支援】
 - ・ 文化財の日常管理について、文化財保護指導委員による巡回活動や所有者等への助言などの体制の整備を図るため、専門知識向上のための研修を行うとともに、市町村が設置する文化財保護指導委員と連携を図る。
 - ・ 所有者の高齢化などにより、日常的な管理が難しい場合に「管理責任者」の選任について助言を行う。
 - 助成制度等の活用
 - ・ 国及び県の文化財保存修理事業に対する助成制度の活用を促すとともに、保護部局以外の文化財に対する助成制度、民間団体等の助成、寄附金、クラウドファンディング、貸付等の制度について、所有者への情報提供を図る。

